

【参考】生産緑地法と公拠法の手続の合理化のイメージ

本改正により、生産緑地地区の区域内に所在する土地について、生産緑地法第10条及び第10条の5に基づく買取り申出をした者は、同法第12条に基づく買い取らない旨の通知があつた日の翌日から1年間に限り、公拠法第4条に基づく届出が不要となる。

生産緑地法

買取りの申出
(第10条)

土地
所有者

市町村長

買取り希望の照会

希望
あり

買い取る旨の通知

市町村長又は地方公共団体等が買取り
(協議が成立しない場合、収用委員会へ裁決申請)

希望
なし

買い取らない旨の
通知

※買い取らない旨の通知をしたとき、
市町村長は農林漁業希望者へのあっせんに努め、
申出から3月以内に所有権の移転がなかった場合は、
行為の制限が解除される。

買い取らない旨の通知があつた日の翌日から
1年を経過する日までの間

第三者に譲渡可能
(公拠法に基づく届出不要)

買い取らない旨の通知があつた日の
翌日から1年を経過した後

第三者に土地を譲渡した後

公拠法

譲渡の届出
(第4条)

土地
所有者

知事
又は
市の長

買取り希望の照会

希望
あり

買取りの協議を行
う旨の通知

協議成立

土地所有者と
地方公共団体等とで
売買契約締結

希望
なし

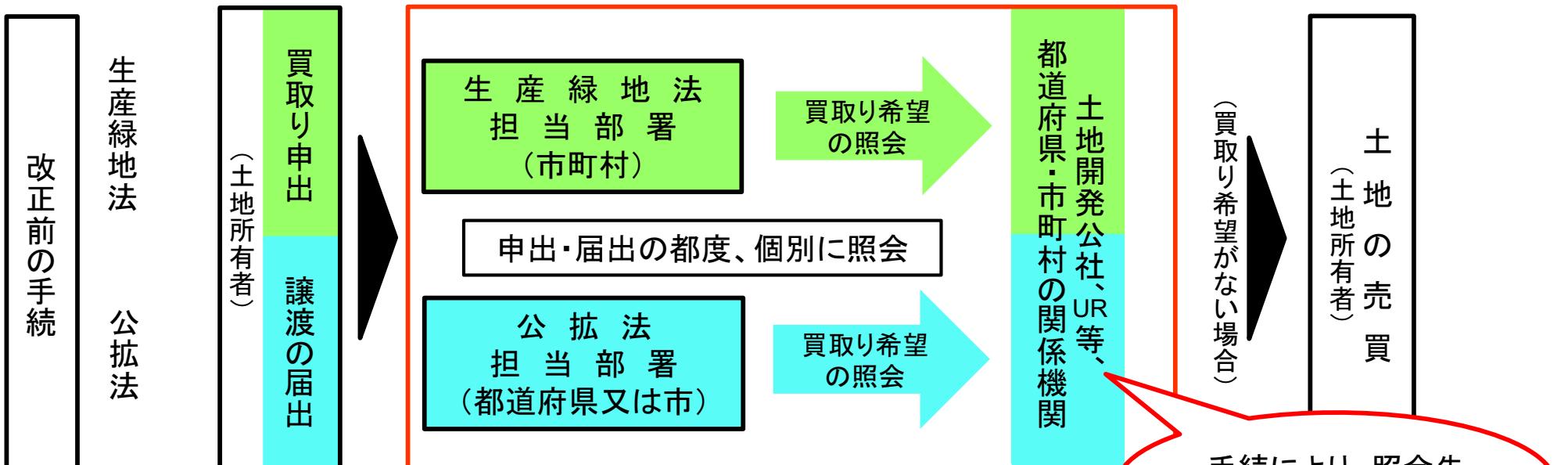
買取りを希望する
地方公共団体等が
ない旨の通知

協議不成立

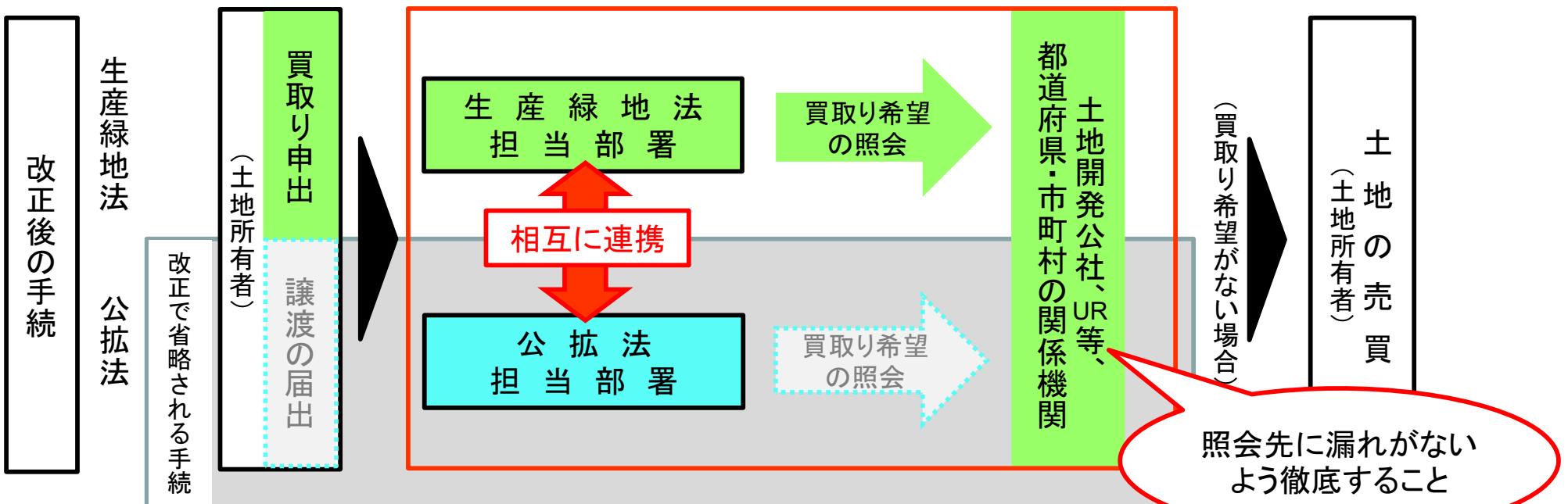
第三者に譲渡可能

※土地が生産緑地地区から除外された場合、公拠法の手続を要しないことがある。

【参考】生産緑地法と公拡法の手続の合理化に伴う照会手続について



※両法の手続が同時期に行われるとは限らないが、便宜的に並行して記載している。



※生産緑地法に基づく買取り申出が先行する場合に限り、公拡法に基づく手続が省略される。